

2022 年 1 月 7 日

社債権者 御中

(発行会社)
東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
野村信託銀行株式会社

野村信託銀行株式会社第 193 回無担保信託社債に関するお知らせ

野村信託銀行株式会社第 193 回無担保信託社債（責任財産限定特約付・転売制限特約付及び分割制限特約付・適格機関投資家限定私募）（以下「本社債」といい、本社債の社債要項を以下「本社債要項」といいます。）につきまして、本有価証券の発行体より、6 ヶ月円 LIBOR を参照して行われる本有価証券の利息の支払について、当該 6 ヶ月円 LIBOR が実質的に利用できなくなること等の理由から、2022 年 8 月以降の当該利息の支払日において適用されるべき 6 ヶ月円 LIBOR の代替利率を決定した旨の通知を受領いたしました。

本社債の条件につきましても、本社債要項別紙 2「6 ヶ月円 LIBOR」また書きの規定が適用され、2022 年 8 月以降の各利払期日において参照する 6 ヶ月円 LIBOR は、本有価証券において本社債の利息計算期間と同一の期間に適用されるレートとなりますので、下記のとおり通知いたします（以下「本通知書」といいます。）。

なお、本通知書における用語は、本通知書において特に定める場合及び文脈上別義であることが明白である場合を除き、本社債要項において定める意味を有するものとします。

以上

記

本社債要項別紙2「6ヶ月円LIBOR」また書きの規定が適用される場合、関連する各規定は、以下のように解釈されます。

第17項 利率（年率）

- (1) 払込期日（同日を含む。）から2022年2月の利息計算期間終了日の前日（同日を含む。）までの各利息計算期間については、6ヶ月円LIBORに適用利率を加算したものとする。なお、計算の結果が上限金利を上回る場合には上限金利とし、下限金利を下回る場合には下限金利とする。
- (2) 2022年2月の利息計算期間終了日（同日を含む。）から最終回の利息計算期間終了日の前日（同日を含む。）までの各利息計算期間については、調整後TONA複利に適用利率を加算したものとする。なお、計算の結果が上限金利を上回る場合には上限金利とし、下限金利を下回る場合には下限金利とする。

調整後TONA複利とは、各利払期日の10営業日前の東京時間12:30（午後）にブルームバーグのFBAKのJPY LIBOR画面（後継頁を含む。）に表示される該当期間（6M）のFallback Rateの値とする（なお、当該時点までに当該画面が更新されていない場合、当該時点で提供又は公表されている該当期間（6M）の直近のFallback Rateの値とする。）。但し、当該利払期日に係る利息計算期間と同一の本有価証券の利息の計算期間において本有価証券に適用される6ヶ月円LIBORの代替利率（本有価証券の要項に従ってスプレッド調整が行われる場合は当該調整後の利率）と異なる場合には、本有価証券に適用される当該代替利率とし、また、当該代替利率が本有価証券の要項に従って別の金利指標に代替された場合は当該別の金利指標とする。

以上